

「第2次あま市地域福祉計画」 令和4年度事業実績・令和5年度実施計画

資料2

(評価基準)  
 A: かなり取り組めた(100%以上実施)  
 B: 取り組めた(70%以上100%未満実施)  
 C: ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)  
 D: あまりできなかった(40%未満実施)  
 E: 事業未実施

★基本方針 1. 地域コミュニティ参加への理解

重点施策 重点施策

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・新・廃	令和5年度の実施計画	主な担当課
(1) 人権の尊重を推進する	① 人権尊重、男女共同参画に係る広報・啓発	人権尊重や男女共同参画に関する情報を市民や事業所に対し、広報紙や啓発パンフレット、市公式ウェブサイト、講演会等を通して啓発していきます。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による情報提供	広報、市ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間特集号」の発行 ・「人権まんが冊子」の発行 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・「人権週間特集号」の発行(38,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2、3つのテーマを変更し作成する。 ・「女性活躍情報誌」の発行(38,000部) ・懸垂幕の掲示(人権週間(本庁舎、甚庁舎、ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し	・「人権週間特集号」の発行(38,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2つのテーマを変更した。 ・女性活躍情報誌を発行(38,000部)し、市内全戸配布した。 ・懸垂幕の掲示(人権週間(本庁舎、甚庁舎、ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し(1件)	A	1: 継続	・「人権週間特集号」の発行(38,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2、3つのテーマを変更し作成する。 ・「女性活躍情報誌」の発行(38,000部) ・懸垂幕の掲示(人権週間(新庁舎、ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し	人権推進課
	人権教育・啓発の推進 「重点施策2②」 (計画書p48)	人権に関する理解を深めるために、家庭・地域・学校・保育園・職場等あらゆる場を通して人権教育の充実を図ります。 人権ふれあいセンター等の身近な公共施設を地域福祉の拠点として、人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。	人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会と協力して、幅広い啓発活動を実施。	人権教室 ・令和4年8月開催予定 ・令和4年10月17日(月) 篠田・五条・新居屋保育園にて開催予定	人権教室 ・8月上旬に南部児童クラブで予定していたが、コロナの影響により中止した。 ・令和4年10月17日(月)篠田・五条・新居屋保育園にて実施した。	A	1: 継続	人権教室 ・令和5年8月開催予定 ・令和5年10月26日(木) 七宝北部・大花保育園にて開催予定	人権推進課
			1) 人権講演会開催事業	1) 海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	1) 海部地区人権教育講演会 日時: 令和4年8月5日(金) 午後2時~4時 講師: 仲岡しゅん氏(弁護士) 演題: LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権問題 会場: 甚目寺公民館大ホール	1) 海部地区人権教育講演会 日時: 令和4年8月5日(金) 午後2時~4時 講師: 仲岡しゅん氏(弁護士) 演題: LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権問題 会場: 甚目寺公民館大ホール	B	1: 継続	1) 海部地区人権教育講演会 日時: 令和5年8月4日(金) 午後2時~4時 講師: 山崎洋実氏(子育てコーチング講師) 演題: 戦わないコミュニケーション ーイライラとうまく付き合うー 会場: 甚目寺公民館大ホール	学校教育課
				1-1) 講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	1-1) 人権講演会 日時: 令和4年11月27日(日) 場所: あま市甚目寺公民館大ホール他 内容: 人権講演 募集人数: 800名(予定) その他: 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	1-1) 人権講演会 日時: 令和4年11月27日(日) 場所: あま市甚目寺公民館大ホール他 内容: 人権講演 募集人数: 281名 その他: 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	A	1: 継続	1-1) 人権講演会 日時: 令和5年11月26日(日) 場所: あま市美和文化会館大ホール他 内容: 人権講演 募集人数: 700名(予定) その他: 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	人権推進課
				2) 指導者養成のための学習機会の提供・参加促進	2) 人権教育の指導者を養成する機会の充実、参加促進に努める。	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会 令和4年8月29日(月)	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会 令和4年8月29日(月)	B	1: 継続	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会 令和5年8月28日(月)

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
②			3) あま市小中学校人権教育研究会活動	3) あま市人権教育研究会を中心に各校の人権教育を推進する。	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために人権教育研究紀要第13集を作成予定。	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために人権教育研究紀要第13集を作成した。	B	1: 継続	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために人権教育研究紀要第14集を作成予定。	学校教育課
			4) こころ豊かな子どもたちを育む基盤づくり	4) 主体的に判断し、よりよい生活を目指して行動できる人間を育てるための道徳教育の実施。	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を行った。	B	1: 継続	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	学校教育課
			人権教育講演会の開催	市民、教職員、保育園職員及びPTAに対する人権啓発の推進、人権意識の向上及び人権問題の正しい理解を目的として、あま市小中学校人権教育研究会との共催により人権教育講演会を開催する。	令和3年度に引き続き、参加者の減員等の新型コロナウイルス感染症対策を取ったうえで開催する。	令和4年8月5日(金)午後2時から、甚目寺公民館大ホールにて、仲間しゅん氏を講師として招き、261名の参加者により講演会を実施した。感染拡大防止のため、参加対象を限定して開催した。	B	1: 継続	令和5年8月4日(金)午後2時から、甚目寺公民館大ホールにて、山崎洋実氏を講師とし招き、講演会を実施する。	生涯学習課
			1) 人権研修の実施	1) 保育に携わるすべての職員を対象に人権についての研修を行っている。	・人権の気づきの学びのため研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施(予定) 日時: 令和4年12月2日(金)午後4時30分~6時 場所: あま市美和文化会館 対象者: あま市保育園等職員 演題: 「人権について」	・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施 日時: 令和4年12月2日(金)午後4時30分~6時 場所: 美和文化会館 対象者: あま市保育園等職員77名 テーマ: 人権について 講師: 愛知県民文化局人権推進課 主査 山田 章貴氏	A	1: 継続	・人権の気づきの学びのため研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施(予定) 日時: 令和5年11月16日(木)午後4時30分~6時 場所: 美和文化会館 対象者: あま市保育園等職員 テーマ: 未定 講師: 愛知県民文化局人権推進課 未定	保育課
			1-1) 人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施する。(課長以上) ①愛知県人権条例について 日時: 令和4年7月27日(水) ②インターネットによる人権侵害について 日時: 令和5年1月25日(水)	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施した。(課長以上) ①愛知県人権条例について 日時: 令和4年7月27日(水) ②インターネットによる人権侵害について 日時: 令和5年1月25日(水)	A	1: 継続	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施する。(課長以上) ①部差差別、LGBT、子ども人権について 日時: 令和5年7月26日(水) 対象職員: 課長以上 ②人権全般について 日時: 令和6年1月31日(水) 対象職員: 課長以上	人権推進課	
			1-1) 人権施策推進本部員人権研修を実施する。 ①愛知県人権条例について 日時: 令和4年7月27日(水) ②インターネットによる人権侵害について 日時: 令和5年1月25日(水)	1-1) 人権施策推進本部員人権研修を実施した。 ①愛知県人権条例について 日時: 令和4年7月27日(水) ②インターネットによる人権侵害について 日時: 令和5年1月25日(水)	A	1: 継続	1-1) 人権施策推進本部員人権研修を実施する。 ①部差差別、LGBT、子ども人権について 日時: 令和5年10月27日(金) ②職場のハラスメント 日時: 令和6年1月17日(水)	人権推進課		
			市職員がそれぞれの職務を通して積極的に人権問題解決に取り組む姿勢を確立するとともに、常に人権意識をもって職務を遂行し、職場におけるあらゆる人権問題の解決を図ることを目的とし実施する。	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①子どもに関する人権について 日時: 令和4年6月22日(水) ②部差差別(同和問題)について 日時: 令和4年8月30日(火) ③インターネットによる人権侵害について 日時: 令和5年2月28日(火)	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①子どもに関する人権について 日時: 令和4年6月22日(水) ②部差差別(同和問題)について 日時: 令和4年8月30日(火) ③インターネットによる人権侵害について 日時: 令和5年2月28日(火)	A	1: 継続	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①部差差別、LGBT、子ども人権について 日時: 令和5年7月14日(金) ②外国人の人権 日時: 令和5年8月8日(火) ③拉致問題 日時: 令和6年2月7日(水)	人権推進課	

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
			2) 人権教育の実施	2) あま市における保育所人権保育指針を基に子どもたちに人権についての教育を進めている。	・人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和4年5月26日(木) ②令和4年8月29日(月) ③令和4年9月26日(月) ④令和4年11月21日(月) ○内容：「4つのカテゴリーについての保育場面の実践記録」(令和2年度から3年間の取り組みで3年目)	人権委員会の実施(4回実施) ①令和4年5月26日(木) ②令和4年8月29日(月) ③令和4年9月26日(月) ④令和4年11月21日(月) ○内容：「4つのカテゴリーについての保育場面の実践記録」(令和2年度から3年間の取り組みで3年目)	A	1: 継続	人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和5年6月19日(月) ②未定 ③未定 ④未定 内容：セルフチェックを設けて自己評価と振り返りによる保育場面の実践記録	保育課
③	同和教育及び啓発の推進	同和問題に対する正しい理解を深め差別意識を解消する取組として、啓発資料の作成や学習機会、情報提供の充実を図ります。	1) 広報紙や市公式ウェブサイトによる啓発	1) 広報紙に部落(同和)差別問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	広報誌や市公式ウェブサイトにて人権に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	広報誌や市公式ウェブサイトにて人権に関する啓発記事を掲載した。	B	1: 継続	広報誌や市公式ウェブサイトにて人権に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	人権推進課
			2) パンフレットなど啓発資料の作成・配布	2) 啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行った。	B	1: 継続	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	人権推進課
			3) 部落(同和)差別問題研修事業	3) 部落(同和)差別問題の解決に向け、研修を実施する。	職員人権研修 部落差別(同和問題)について 日時：令和4年6月22日(水)	職員人権研修 部落差別(同和問題)について 日時：令和4年6月22日(水)	A	1: 継続	人権施策推進本部員・幹事会 人権研修 人権全般(部落差別(同和問題)含む)について 日時：令和6年1月31日(水)	人権推進課
④	多文化共生社会の推進	外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進を図り、互いの文化を学ぶ機会を充実させる等、在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。	市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。	市職員や教職員に対する研修に、国際感覚を養う内容を充実させる。	市民人権講座(3回)予定しているが、外国人の人権に関するテーマは実施予定なし。	未実施	E	1: 継続	市民人権講座・外国人の人権 日時：令和5年8月8日(火)	人権推進課
⑤	障害者差別解消法の周知・啓発	障がいのある人への差別解消の取組として、市民に対して広報紙、市公式ウェブサイトでの障害者差別解消法の周知や海部東部障害者総合支援協議会による講演会等の啓発活動を行っています。 市職員については、職員対応要領により窓口対応の向上を図り、市職員の差別解消に関する研修会を継続して実施していきます。	啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図る。	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図った。	A	1: 継続	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図る。	人権推進課
			合理的配慮に関する啓発チラシの作成・配布	海部東部障害者総合支援協議会の権利擁護支援部会において、障がいのある人への合理的配慮に関する4コマ漫画を作成し、関係機関への配布を行う。	引き続き、海部東部障害者総合支援協議会において、障害者差別解消の周知・啓発に努めていく。	2年ぶりの開催となったはたらく情報発信フェアや各種研修会等において、合理的配慮に関する啓発チラシの配布を行った。	A	1: 継続	引き続き、あま市・大治町障がい者支援協議会(旧海部東部障害者総合支援協議会)において、障がい者差別解消の周知・啓発に努めていく。	障がい福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
⑥	福祉教育の推進 「重点施策2② (計画書p48)」	学校教育において、様々な学習機会を通じ、地域福祉への理解を深めていきます。 市社協では、市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行い、各学校の福祉に関する取組を支援します。	福祉実践教室等の実施	総合的な学習の時間で、福祉をテーマにした学習を実践する。	市内17校中16校で福祉体験教室を予定し、1校について検討中 【七宝小】検討中 【宝小】R4.11予定 【伊福小】R4秋予定 【秋竹小】R4.7.15 【美和小】R4.7.6 【正則小】R4.11.17予定 【篠田小】R5.2.24予定 【美東小】R4.6.15 【甚小】R4.11.9予定 【甚南小】R4.12予定 【甚東小】R4.6.17 【甚西小】R4.11~12予定 【七宝中】R4.9.9予定 【七北中】R4.6.30 【美和中】R4.6.9~10 【甚中】時期未定 【甚南中】R4.11.4予定	市内17校のうち16校において福祉体験教室を実施した。 【七宝小】未実施 【宝小】R4.11.2 【伊福小】R4.12.7 【秋竹小】R4.7.15 【美和小】R4.7.6 【正則小】R4.11.15 【篠田小】R5.2.24 【美東小】R4.6.15 【甚小】R4.11.9 【甚南小】R5.1.20 【甚東小】R4.6.17 【甚西小】R4.12.20 【七宝中】R4.9.9 【七北中】R4.6.30 【美和中】R4.6.9~10 【甚中】R4.12.15 【甚南中】R4.11.11	B	1：継続	市内17校において福祉体験教室を予定している。 【七宝小】時期未定 【宝小】R5.10.24予定 【伊福小】R5.12.8予定 【秋竹小】時期未定 【美和小】R5.11.29予定 【正則小】R5.11.17予定 【篠田小】R5.12.15予定 【美東小】R5.6.16 【甚小】R5.11.2予定 【甚南小】R5.12.1予定 【甚東小】R5.7.5予定 【甚西小】R5.10.17予定 【七宝中】R5.11.7予定 【七北中】R5.6.28 【美和中】R5.6.14 【甚中】R5.11.8予定 【甚南中】R5.11.10予定	学校教育課
			福祉教育の一環として、市内の小・中・高等学校19校すべてが社会福祉協力校として福祉体験を実施	小さい頃から思いやりや支え合いの心を育てていくため、福祉実践教室では障がい者等が身近に感じられるよう体験をする。また、認知症への対応を学ぶ。 10年後、20年後における地域の担い手を育てていく。	福祉実践教室に関しては、コロナ禍においても、あま市内の全校で実施出来るよう感染対策を行い、工夫し計画をしていく。感染対策を行い園児との交流等の他の内容も検討していく。また、地域交流の観点から、福祉団体等との交流も検討していく。	福祉実践教室18校実施 新型コロナウイルスの影響があったが、福祉実践教室の実施校が昨年より多い18校実施できた。ただし、園児との交流等の行事はできなかった。	C	1：継続	福祉実践教室に関しては、あま市内の全校で実施出来るようコロナの状況に応じた感染対策を行い、工夫し計画をしていく。園児との交流等の他の内容も検討していく。また、地域交流の観点から、福祉団体等との交流も検討していく。	社会福祉課
⑦	障がいの特性についての周知・啓発	障がいの特性について、広報紙や市公式ウェブサイト等で周知し、理解を深めます。	冊子「障がいがある方たちの災害24時」による啓発活動	各障がいの特性とそれに応じた災害時の対応を紹介する冊子を配布することで、啓発活動を行う。	海部東部障害者総合支援協議会において、災害時だけでなく、あらゆる場面を想定して、障がいの特性についての理解や周知に努めていく。	はたらく情報発信フェアや各種研修会等において、冊子「障がいがある方たちの災害24時」の配布を行った。	A	1：継続	引き続き、あま市・大治町障がい者支援協議会（旧海部東部障害者総合支援協議会）において、障がいの特性についての理解や周知に努めていく。	障がい福祉課
⑧	認知症高齢者への理解	認知症サポーター養成講座の定期的な開催によりサポーターの普及に努めることで、認知症に対する正しい知識や理解から認知症高齢者と家族への支援を含めた、地域で支える仕組みづくりを進めていきます。	認知症について正しく理解し、本人やその家族を見守る認知症サポーターを養成する。	一般市民や市内中学生、各種団体等を対象に認知症サポーター養成講座を開催していく。	中学校や一般住民、事業所向けに講座を開催する。	37回開催1,802人養成 市新任職員 29人 中学校 1,565人 民間企業等 42人 民生委員 97人 市民 69人 計 1,802人	A	1：継続	中学校や一般住民、事業所向けに講座を開催する。	高齢福祉課
	虐待防止への体制整備	虐待防止・早期発見のために、虐待防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行い、医療、教育、福祉、行政、司法、警察等地域の関係機関と協働したセーフティーネットの構築を図ります。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	令和5年2月9日（木）午後3時より甚目寺総合福祉会館において「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。	A	1：継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	高齢福祉課
			1) 地域協議会、実務者会議の実施	実務者会議を行い、各組織との連携を密に行うことで、虐待防止や発生時の支援体制の協議をスムーズに行う。	・地域協議会、実務者会議の開催	・あま市要保護児童対策地域協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議した。 【実施】あま市要保護児童対策地域協議会 1回 【実施】あま市要保護児童対策地域協議会実務者会議 12回	B	1：継続	地域協議会、実務者会議の開催	子ども福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
⑨			2) 虐待防止のための啓発活動の実施		・街頭啓発活動や講演会開催等	あま市虐待等防止ネットワーク協議会において、虐待に関する啓発や連絡先機周知の記事をウェブサイトや広報に掲載した。市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発等で配布した。 【実施】街頭啓発活動 3回 【実施】児童虐待に関する講演会 令和4年12月3日(土)10時～ 甚目寺公民館 50名	B	1: 継続	街頭啓発活動や講演会開催等	子ども福祉課
			障がい者虐待防止に関する講演会の実施	保護者・支援者に向けた講演会を実施し、虐待防止に関する意識を高める。	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行うとともに、海部東部障害者総合支援協議会において、障害者虐待の防止に関する講演会の開催を検討していく。	虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討、啓発活動を行い、海部東部障害者総合支援協議会の就労支援事業所交流会で障害者虐待の防止に関する研修会を開催した。	A	1: 継続	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行うとともに、あま市・大治町障がい者支援協議会(旧海部東部障害者総合支援協議会)において、障がい者虐待の防止に関する講演会の開催を検討していく。	障がい福祉課
			1) 虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を行う。	1) 虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、街頭啓発、乳幼児健診において啓発グッズの配布。 ・虐待予防のためのリーフレット配布及び相談体制の充実。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を実施する。 啓発活動については、街頭、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、こにちは赤ちゃん訪問にて啓発グッズの配布を継続する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、情報共有、ケース検討や啓発活動を実施した。 啓発活動については、街頭、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、こにちは赤ちゃん訪問にて啓発資料の配布をした。	A	1: 継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を実施する。 啓発活動については、街頭、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、こにちは赤ちゃん訪問にて啓発グッズの配布を継続する。	健康推進課
			2) 児童相談所、子育て支援課と連携して対応する	2) 健康推進課で虐待疑いの相談を受けた場合、子育て支援課、必要に応じて児童相談所と連携。	乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。	乳幼児健診、相談等において保護者からの相談、児の様子を確認し、必要時子育て支援課、児童相談所と連携した。	A	1: 継続	乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。	健康推進課
			虐待等に関する相談・通報事業	児童生徒虐待等に関する相談・通報を受け付ける。	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じなかったため、学校支援会議は開催しなかった。	E	1: 継続	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校教育課
			あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事を市公式ウェブサイトや広報に掲載する。 市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布する。	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事を市公式ウェブサイトや広報に掲載した。 市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布した。	B	1: 継続	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事を市公式ウェブサイトや広報に掲載する。 市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布する。	人権推進課
(2) 地域	①	地域コミュニティ参加の重要性等の周知	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で地域の現状、地域コミュニティへの参加の必要性、地域共生社会の意義等を周知していきます。	広報、社協だより、市公式ウェブサイト、LINE等による情報提供	講演会やイベント等の内容により適宜情報提供を行い、講演会やイベント等の情報提供や参加の促進。	講演会やイベント等の内容により適宜情報提供を行い、参加の促進に努める。	B	1: 継続	講演会やイベント等の活動内容を情報提供し、地域コミュニティの参加を促進し、地域共生社会の実現を目指す。	社会福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
コミュニティ参加への周知・啓発を図る	②	地域活動や行事への参加促進 「重点施策1① (計画書p47)」	地域におけるふれあい・いきいきサロン等の活動や市民活動祭・ボランティアフェスティバル「あまのわ」等のイベントを通して、地域活動を周知し、参加を促進していきます。	ポスティングや回覧、チラシ、市公式ウェブサイト、会議等で参加依頼	会議やイベント等で依頼し、参加してもらい地域のつながり強めてもらう。	まだ開催されていない地域サロンを開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。また、withコロナとして、マスク着用・手指消毒・部屋喚起・短時間開催などサロンの開催方法を考える。	市内23地区、26サロンが開催された。コロナ禍により1回以上中止になったサロンが15サロンあった。また、参加者側もサロン会場へ行くことをためらい、参加者の減少が続く結果となった。新規開設について、相談はあったものの、実際の開設については令和5年度に持ち越しとなった。	C	1：継続	社協として、まだ開催されていない地域にサロンを開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。また、各サロンにおける参加者の増加を図る為、市民に対し社協HP等を活用しサロンの周知を図っていく。	社会福祉課
				第3回あまのわ（市民活動祭）の実施、周知。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に広く知ってもらう機会に加え、市内の市民活動団体の活動発表や魅力について発信する機会を創出する。</li> <li>市民活動団体がイベントに主体となって参画することで、市民協働を推進していく意識の醸成を図る。</li> <li>行事のチラシの全戸配布や情報誌の回覧を通して、地域活動や行事への参加促進を促す。</li> </ul>	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託する。10月頃に実施予定。オフラインのイベント形式で開催予定。（甚目寺総合体育館）全戸配布やSNSを活用し、多様な参加者へ周知する。	市民活動祭（あまのわ）運営業務を市内NPO団体に委託し、令和4年10月22日（土）に甚目寺総合体育館で実施した。また、第6回市民活動祭（あまのわ）のチラシを全戸配布し各種SNSを活用し、多様な参加者へ周知したことで、過去最多である総参加者2,200人となった。	A	1：継続	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託し、10月頃に市民活動祭（あまのわ）をオフラインのイベント形式で開催予定（あま市美和文化の杜）。また、市民活動祭（あまのわ）のチラシを全戸配布することやSNSを活用し、多様な参加者へ周知する。	企画政策課

「第2次あま市地域福祉計画」 令和4年度事業実績・令和5年度実施計画

(評価基準)  
 A: かなり取り組めた(100%以上実施)  
 B: 取り組めた(70%以上100%未満実施)  
 C: ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)  
 D: あまりできなかった(40%未満実施)  
 E: 事業未実施

★基本方針 2. 福祉コミュニティの構築

重点施策

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
(1) 地域での連携・協力体制を構築する	①	社協との連携強化	市社協は、公私協働の福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として活動しています。平成30年4月から地域包括支援センターを市より受託し、高齢者等に対する相談支援を行っています。その他、高齢福祉、障がい福祉等、市から様々な事業を受託しており、今後もより緊密な連携を図るため、調整会議を実施していきます。	定期的な会議の開催	年12回 社会福祉課、高齢福祉課と社協幹部の連絡調整会議を開催し、情報共有や意見交換、方向性等調整している。	連絡調整会議を毎月開催し、社協と関係各課との連携強化する。委託事業における調整会議を随時開催し、問題点の改善等、事業が円滑に進むよう調整する。	社協と関係各課とで年11回、5月から毎月、連絡調整会議を開催し、意見交換及び情報交換しながら、委託事業における問題点を調整した。	A	1: 継続	社協が地域福祉を牽引し、事業を円滑に進めていけるよう、また関係各課と情報共有や意見交換し、問題点の調整のために連絡調整会議を開催する。	社会福祉課
				高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組んでいる。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応していく。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応した。	A	1: 継続	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応していく。	高齢福祉課
	②	民生委員・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員活動において、市民の多様な相談内容に対応できるよう、支援等を実施していきます。	定期的な会議の開催	月1回、役員会と定例会を3地区民児協で開催し、連携を密に図るとともに、市民協としての役員会も随時開催し、委員のニーズを常に把握する。	年間通して、市民協として12回の役員会及び地区民協で36回の定例会を開催する予定。	12回の市民協役員会及び地区民協で36回の定例会(書面会議等含む。)を開催。	A	1: 継続	市民協役員会及び地区民協役員会を、原則毎月1回開催し、民生委員・児童委員との連携を確保する。	社会福祉課
	③	地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括ケアシステムの構築に向けて、NPO、ボランティア、民間事業者、地域団体等、多様な主体と行政が協力・連携を図り、地域の理解を得ながら協働の体制づくりを進めていきます。	ICTを活用した医療と介護サービスの連携	登録事業所及び登録者(対象者)の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	引き続き登録事業所及び登録者(対象者)の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	利用施設登録数102事業所 利用者数208人 患者登録数15人  医療と介護の連携の他、新型コロナウイルス等の情報共有・意見交換を行った。	B	1: 継続	引き続き登録事業所及び登録者(対象者)の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	高齢福祉課
④	地域の見守りネットワークの確立	安心支え合いネットワーク事業(市社協)では、65歳以上のひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域のボランティア(支え合いネット員)が、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り、声かけ等の安否確認を行っています。今後も、ボランティアの養成を行い、事業体制の充実を図ります。また、高齢者見守りネットワーク事業では、市内金融機関や新聞販売店・薬局・ドラッグストア等「あま市高齢者地域見守り協定」を結んだ民間事業所と連携し、高齢者を見守るネットワークを形成しています。今後も民間事業者等との連携を進めていきます。	安心支え合いネットワーク事業では、年4回打合せ会を実施	打合せ会では、日頃の「見守り」「声かけ」「安心電話」「お助け」活動に対して、意見交換や連絡調整を行います。うち1回は先進地視察も行い、ボランティア(ネット員)の交流やスキルアップにつなげていく。	・住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるように、地域のボランティアが一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、見守り・声掛け・電話等による安否確認やゴミ出し等のお助け活動を継続的に実施する。 ・安心支え合いネットワーク事業ネット員会議の開催ネット員相互による情報伝達や意見交換を図り、円滑な事業運営を図る目的で実施する。 ・年4回程度のネット員の交流会や研修会を実施する。 ・コロナの状況に応じた対応、電話による安否確認の登録を推奨する。	ネット員登録者数141人 利用登録件数 181件 内訳 見守り36件 声掛け33件 安心電話89件 お助け ゴミ出し・買い物支援23件 ・ネット員会議、研修、視察等は年間4回計画していたが、実施は2回(7月19日、21日、25日、3月24日) ◆課題 地域における支援が可能な住民へのアプローチ強化と既存ネット員の支援内容の見直し。 個人ボランティアとネット員の登録が重複している場合もあるため生活支援ボランティアとして統合していく必要性もある。社協はマッチングやコーディネートのスキルを上げ、ボランティアの活性化を図る。	C	1: 継続	・住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるように、地域のボランティアが一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、見守り・声掛け・電話等による安否確認や、ゴミ出し等のお助け活動を継続的に実施する。 ・安心支え合いネットワーク事業ネット員会議の開催ネット員相互による情報伝達や意見交換を図り、円滑な事業運営を図る目的で実施する。 ・年4回程度のネット員の交流会や研修会を実施する。 ・コロナの状況に応じた対応、電話による安否確認の登録を推奨する。	社会福祉課	

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
			高齢者見守りネットワーク事業では、民間事業者等との連携を進めていきます。	行政・民間・地域等が連携していけるよう会議を通してネットワークを拡充していく。	新たに営業を開始する事業者に協力を求めていく。	新聞販売店 10事業所 金融機関 17事業所 ライフライン 52事業所 配食宅配事業者10事業所 生鮮食料品店 13事業所 薬局・ドラッグストア 19事業所 その他の業種 5事業所	B	1：継続	新たに営業を開始する事業者に協力を求めていく。	高齢福祉課
⑤	NPO団体・市民ボランティア等との連携推進 「重点施策3① (計画書p49)	市民活動センターを拠点として活動しているNPO団体や市民ボランティア等に、活動充実に向けた支援による市民協働を促進していきます。 子育て支援においては、子育て支援団体のネットワーク会議を行ない情報共有や意見交換を行っていきます。	1) 市民活動センターと連携し、市民協働に関する支援を行う。	1) 市民活動センターの指定管理者と定期的にミーティングを行い、市内の市民活動、ボランティアについて、情報の共有を行い、包括的な支援を行う。	1) 引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。	定期的にミーティングを行い、市内の市民活動、ボランティアについて、情報の共有や包括的な支援を行うことができた。	B	1：継続	1) 引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。	企画政策課
			2) 市民協働ガイドブックの見直し。	2) 協働のすそ野を広げるために、まちづくり委員会にて、市民活動・協働ガイドブックの見直しを行う。	2) 引き続き、市民活動・協働ガイドブックジュニア版(小学3年生)及びヤング版(小学5年生)を小学校に配布する。 ガイドブックは必要に応じて随時更新する。	市民活動・協働ガイドブックジュニア版(小学3年生)及びヤング版(小学5年生)を小学校に配布した。内容(レイアウト)の微修正を行い、更新したものを配布した。	B	1：継続	2) 引き続き、市民活動・協働ガイドブックジュニア版(小学3年生)及びヤング版(小学5年生)を小学校に配布する。 ガイドブックは必要に応じて随時更新する。	企画政策課
			「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催し、情報共有や意見交換を行い、各関係団体との連携を図ります。	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を令和5年1月13日に開催した。	A	1：継続	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	保育課
⑥	生活支援体制整備事業における協議体の設置と連携推進 「重点施策1② (計画書p47)	高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを進めるために、地域で多様な主体が参画する「協議体」を設置し、定期的な情報共有・連携強化を行っていきます。 地域との連携のカギとなるのは行政とボランティア団体等の橋渡し役である生活支援コーディネーターであり、生活支援におけるサービス・社会資源の充実と住民主体による体制づくりの啓発活動を推進していきます。	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防の充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、社会資源の開発やネットワーク化を図る。生活支援体制整備協議体を設置し、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等の推進について協議する。	第1層協議体の企画・運営については市が実施し、生活支援コーディネーター業務と第2層以下の協議体の企画・運営についてはあま市社会福祉協議会に委託しており、七宝・美和・甚目寺の3地区に協議体を設置している。	<生活支援体制整備協議体会議> (第1層) 構成員を再考し地域課題の抽出検討をしていく。(第2層) 社会福祉協議会へ生活支援コーディネーターと共に委託。七宝、美和、甚目寺各地区協議体の会議を複数回、3地区合同会を開催予定。それぞれ地域資源の確認、課題を抽出検討する。	第1層 2回実施 第2層 14回実施 合同連絡会 2回実施  コーディネーターによる地域資源の把握 41回 《地域資源》 小学校フードパントリー、まごころサポート、スクールガード、ラジオ体操等	B	1：継続	<生活支援体制整備協議体会議> (第1層) 地域課題の抽出検討をしていく。 (第2層) 社会福祉協議会へ生活支援コーディネーターと共に委託。七宝、美和、甚目寺各地区協議体の会議を複数回、3地区合同会を開催予定。それぞれ地域資源の確認、課題を抽出検討する。	高齢福祉課
			学校と地域の連携推進 「重点施策1③ (計画書p47)	地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や地域学校協働活動の担い手となる保護者、PTA、団体等幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域学校協働活動を推進していきます。	1) 地域学校協働活動推進員の力量向上	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会等、各種研修会へ参加する。	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、文部科学省・県教育委員会共催の「地域とともにある学校づくり推進フォーラム・研修会」や、県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会等、各種研修会へ参加する。	1) 県教育委員会主催の令和4年11月1日から12月15日まで全6回開催の地域コーディネーター等研修会及び文部科学省・県教育委員会共催で令和4年8月19日開催の「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」にオンライン参加し、地域学校協働活動の実践報告やこれからの地域学校協働活動の在り方について学習し、地域学校協働活動推進員としての力量向上につながった。	B	1：継続



No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
⑦			2) 運営委員会の開催	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を7月、11月、3月に開催する。	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を8月、11月、3月に開催するとともに、事務局と地域学校協働活動推進員の連絡調整のための連絡会議を随時開催する。	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を令和4年12月23日及び令和5年3月23日に、連絡会議を令和4年5月31日に開催した。	B	1：継続	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を年3回開催するとともに、事務局と地域学校協働活動推進員の連絡調整のための連絡会議を随時開催する。	生涯学習課
			3) 啓発用リーフレットの作成及び配布	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センター、各種団体とも随時連携し、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、12月に各戸配布した。また、市民活動センターへ地域ボランティアの情報を随時提供するともに、学校からの支援要請に対し、地域ボランティアへ参加依頼をして地域学校協働活動を実施した。	B	1：継続	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	生涯学習課
			4) 地域学校協働本部だよりの作成及び配布	4) 地域学校協働本部だよりの作成及び配布	4) 地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	4) 「地域学校協働本部だよりの第5号」を令和5年2月10日に発行し、地域ボランティアへ郵送するとともに、各公民館に配置し、また、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を行った。	B	1：継続	4) 年2回地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	生涯学習課
			5) 市民活動センター、各種団体との連携	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記した。	B	1：継続	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	生涯学習課	
			(2) 担い手をつくる・増やす	ボランティア等の人材育成、活動への支援 「重点施策3 (計画書p49)」	市社協と連携して、ボランティアの人材育成、活動支援を行っていきます。本市のボランティア活動の窓口は、現在、市社協、市民活動センター、教育委員会と3つあります。3者間の連携を強め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めていきます。	1) 3者間の連携を強め、ボランティアが活動しやすい環境づくり。	1) 地域学校運営ボランティア登録用紙と同じ用紙で、市民活動センターへの個人ボランティア登録の意思を確認する文言を追加し、確認が取れば登録を行う。	引き続き、地域学校運営ボランティア登録と同じ用紙で、市民活動センターへの個人登録を促す。	地域学校運営ボランティア登録用紙に、市民活動センターへの個人ボランティア登録の意思を確認する文言を追加した。しかし、両ボランティアへの登録の趣旨が異なっていたことや、市民活動センターへの個人ボランティア登録数が増えなかったことから、文言の削除をした。	E
2) 各ボランティアに関する相談、紹介。	2) ボランティアに関する相談業務を市民活動センターの窓口にて行う。	引き続き、個人ボランティア登録を行った人へボランティア活動を紹介しマッチングを行う。				個人ボランティア登録を行った人へボランティア活動を紹介し、マッチングを行った。 ・令和4年度個人ボランティア登録者数64名(新規登録者は8名) ・ボランティアマッチング数10件	B	1：継続	引き続き、個人ボランティア登録を行った人へボランティア活動を紹介し、マッチングを行う。	企画政策課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
①			シルバーカレッジの開催	シルバーカレッジを通じ、豊富な経験や知識、技能をボランティア等の活動に活かせる学習講座を開催することにより、高齢者の交流・健康づくりの場を提供でき、地域コミュニティの連帯感を育み、地域社会の活性化の促進を図る。	・生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の学習と交流の場であるシルバーカレッジを6月の入学式から1月の卒業式を含めて、計20回の講義を実施する。 ・シルバーカレッジOB会講座を、年4回以上開催する中で、OB生のボランティア活動状況を把握し、OB生から講師を発掘するきっかけとするため、アンケート等を実施する。	・シルバーカレッジについては、6月から1月まで、入学式及び卒業式を含め、20回の講義を実施し、高齢者の交流・健康づくりの場を提供することができた。 ・OB会講座を5回開催するとともに、令和3年度卒業生（第5期生）にアンケート調査を行い、地域学校協働活動ボランティア等の活動への参加状況を把握することができた。	A	1：継続	・生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の学習と交流の場であるシルバーカレッジを6月の入学式から1月の卒業式を含めて、計21回の講義を実施する。 ・シルバーカレッジOB会講座を、年5回以上開催するとともに、OB生のボランティア活動状況を把握するため、アンケート等を実施する。	生涯学習課
			海部地方ボランティアコーディネーター養成講座	大規模災害時に被災した市町村において災害ボランティアセンターを設置することとしているが、支援活動が円滑かつ効果的に行われるためには、ボランティアと被災地の支援要請との調整役となる防災ボランティアコーディネーターの役割は極めて重要である。よって、海部県民センター及び海部地方の市町村が合同で「防災ボランティアコーディネーター養成講座」実施する。	令和4年度は講座を実施し、ボランティアコーディネーターの養成に努める。	1月から2月に「防災ボランティアコーディネーター養成講座」を実施し防災ボランティアコーディネーターとして活動することができる人材を養成した。	A	1：継続	海部県民センター及び海部地方の市町村が合同で「防災ボランティアコーディネーター養成講座」を実施し、防災ボランティアコーディネーターの育成に努める。	危機管理課
			1) 講座や研修会を実施	1) 小さい頃から福祉の心を持たせるため、小中学生がボランティアなどできるように支援していく。また、福祉団体から担い手を発掘していく。	引き続き、中高生を対象にボランティア養成講座を実施する。	ボランティア養成講座・手話奉仕員養成講座（大治町社協と共同開催）：25名受講	C	1：継続	ボランティア養成講座の開催 ①手話奉仕員養成講座 ②ボランティア養成講座 ③移動援助サービス協力員養成講座	社会福祉課
			2) 3者で話し合いを行い、冊子にしていく。	2) 冊子作成では、団体名や活動内容を記載し、市民が理解できるものを作成していく。	・多機関連携に関する継続的な打合せの場を設ける。 ・ボランティアコーディネーターを配置し、①相談の受け止め、②活動の場の開拓やボランティア募集、③情報の収集と整理、④調整や紹介、⑤気づきや学びの機会提供、⑥新たなネットワークづくりやプログラム開発、⑦記録・統計、⑧情報発信、等について専門的・総合的にコーディネートする。	市民活動センターと打合せを実施し、登録団体の一体的な情報統合の課題が継続している。令和4年度は1回の打合せに留まっているため、令和5年度は統合に向けてより具体的な動きが必要。	C	1：継続	ボランティアコーディネーターを配置し、①相談の受け止め、②活動の場の開拓やボランティア募集、③情報の収集と整理、④調整や紹介、⑤気づきや学びの機会提供、⑥新たなネットワークづくりやプログラム開発、⑦記録・統計、⑧情報発信、等について専門的・総合的にコーディネートする。	社会福祉課
②	民生委員・児童委員等への支援等	民生委員・児童委員は地域の相談や必要な援助等、大きな役割を担っています。今後も継続して、市民の多様な相談内容に対応できるよう活動に対する支援等を実施していきます。	市民が利用できる行政サービスや制度の周知。また、県主催による各種研修の案内及び参加促進。	担当地区での見守り訪問時に、緊急通報サービスや安心支え合いネットワーク事業といった有効なサービスの紹介ができるよう周知を図る。また、県主催の各種研修に参加してもらうことで委員として知見向上となる機会とする。	緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業について各地区月例会等で周知及び協力依頼を行っていく。県主催研修関係の参加促進に努める。また、委員の知見向上に貢献できるようサポートに努める。	各地区定例会において、緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業の説明及び協力依頼を行った。新任民生委員・児童委員研修を始めとする県主催研修に多数の民生委員・児童委員が出席。受講環境がない委員を対象に動画上映を行った。	A	1：継続	各地区定例会において、緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業の説明を行う。県主催研修を始め活動に役立つ研修・講座等を民生委員・児童委員に積極的に案内し、委員の知見向上に貢献できるようサポートに努める。	社会福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
③	自主防災会への支援	災害対応に必要な知識の習得等を目的とし、防災リーダー養成講座を実施していきます。	防災リーダー養成講座	・自主防災活動の指導や住民へのアドバイスなど地域の防災活動に取り組む防災リーダーを養成する講座を5月上旬から6月下旬に開講する。 ・過去に防災リーダー養成講座を修了した人に対してレベルアップ講座を12月上旬に開講する。	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し、12月にはレベルアップ講座を実施予定。	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し、52名が修了し、地域の防災リーダーを養成した。また12月にレベルアップ講座を開講し、24名が修了した。	A	1：継続	6月から7月に防災リーダー養成講座を実施し、12月にはレベルアップ講座を実施予定。	危機管理課
④	老人クラブ等への支援	老人クラブは現在128団体（平成30年（2018年）4月現在）が活動しています。地域の特性を備えた広域的な組織強化と活動の活性化を支援していきます。	老人クラブ活動の充実	地域のニーズに応じた活動種目を取り入れ、活動内容の充実を図る。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行っていく。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行った。	A	1：継続	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行っていく。	高齢福祉課
⑤	身近な地域における居場所の提供	身近な地域における助け合いを促すために、地域で気楽に集まれる拠点の設置、提供に向けた検討を進めていきます。 認知症カフェやサロン等、既存事業との連携や世代間交流を目標とした事業を検討していきます。	認知症カフェの開設・開催	認知症カフェを設置することで、認知症の人やその家族が悩みや想いを話し、社会や地域とつながりを持てる場を提供する。	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座等でカフェの周知と理解を図るとともに参加も促す。	認知症カフェの開設10か所と民間飲食店でのカフェを1回開催した。 ●ふれあいカフェ美和10回開催 延べ104人 ●ふれあいカフェ基目寺10回開催 延べ131人 ●ふれあいカフェあまちゃん中萱津10回開催 延べ156人 ●伊福ふれあいカフェ9回開催 延べ292人 ●ふれあいカフェあまちゃん下萱津10回開催 延べ157人 ●ふれあいカフェあまちゃん基目寺公民館11回開催 延べ138人 ●ふれあいカフェなの花の会基目寺11回開催 延べ164人 ●ふれあいカフェなの花の会美和6回開催 延べ148人 ●新居屋ふれあいカフェ10回開催 延べ149人 ●ご近所カフェポップ10回開催 延べ147人 ●民間飲食店1回開催 8人	B	1：継続	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座等でカフェの周知と理解を図るとともに参加も促す。	高齢福祉課
			ふれあい・いきいきサロン支援事業	市内42カ所設置を目指します。また、今後は高齢者のみ参加ではなく親子や障がい者へ参加してもらう。地域についても区（大字）の垣根を超えて隣接している地域も参加してもらう。	まだ開催されていない地域サロンの開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。また、withコロナとして、マスク着用・手指消毒・部屋喚起・短時間開催などサロンの開催方法を考える。	市内23地区、26サロンが開催された。コロナ禍により1回以上中止になったサロンが15サロンあった。また、参加者側もサロン会場へ行くことをためらい、参加者の減少が続く結果となった。新規開設について、相談はあったものの、実際の開設については令和5年度に持ち越しとなった。	C	1：継続	まだ開催されていない地域にサロンを開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。また、各サロンにおける参加者の増加を図る為、市民に対するサロンの周知をより強く行っていく。	社会福祉課
	既存資源の活用による地域拠点づくり	人権ふれあいセンター、公民館等、既存の公共施設を活用し、地域福祉の拠点とし、様々な講座や教室等を開催していきます。	毎年、人権ふれあいセンターにおいて、交流促進事業、休日等開館事業、デイサービス事業を実施し、地域福祉の拠点となるよう運営を行っている。	各教室年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	交流促進事業、休日等開館事業、デイサービス事業を全15教室を開催した。	A	1：継続	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	人権推進課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
⑥			各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座として老若男女を対象とした様々な講座を開催	各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座を開催する。それ以外に、七宝公民館にて小学生とその家族を対象とした親子ふれあい講座を開催する。また、乳幼児とその保護者を対象とする幼児期家庭教育講座をミルキーねっくに委託して開催する。	令和4年4月から前期講座の受講者を募集し、各公民館及び美和歴史民俗資料館で講座を開催する。また、後期講座についても実施予定であり、計画を進めている。 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を実施する。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を実施する。	【美和歴史民俗資料館】 古文書解読講座 お香講座「お線香&匂い袋を作ってみよう」 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を計8回実施した。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を計12回実施した。	B	1：継続	【美和歴史民俗資料館】 お香講座 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を年8回以上実施する。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を年10回以上実施する。	生涯学習課
①	広報紙・市公式ウェブサイト等での情報発信	地域福祉に関する情報について、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信していきます。	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で発信	地域福祉に関する情報が出てきた際は各種手法を使用し発信する。	引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等での情報発信に努める。	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信した。	A	1：継続	引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等での情報発信に努める。	企画政策課・人事秘書課
			広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	市広報誌に、事故の起こりやすい場所や犯罪情報などを毎月掲載するなど、消防・防災・防犯・交通安全において啓発すべき事項を定期的に広報誌や公式ウェブサイト、SNSなどで発信していく。	消防・防災・防犯・交通安全において、最新情報や注意すべき事項を広報誌や市公式ウェブサイトに掲載した。	A	1：継続	市広報誌に、犯罪情報を毎月掲載するなど、消防・防災・防犯において啓発すべき事項を定期的に市広報誌や市公式ウェブサイト、SNS等で発信していく。	危機管理課
			広報紙や市公式ウェブサイト、市社協では社協だより、ホームページ、SNSで情報提供	広報紙や市公式ウェブサイト、市社協からは、市社協だより、ホームページ、SNSで情報提供	引き続き市民目線で市民の方に求められる情報誌づくりに邁進するとともに、対話のできる情報誌を目指す。平時又は災害時の情報提供など様々な場面においてホームページが担う役割は大きい。情報発信のツールとして維持継続し、市社協の活動への理解を求め。引き続き、SNSを活用した宣伝、広告など実施し、広く市民の方に周知する。SNS登録者1,000名超を目指す。	広報あまや市公式ウェブサイト、市社協では、社協だよりを発行し、各種事業や活動状況等の福祉情報を発信しました。HPでは随時更新し、情報提供や各種申請書もダウンロードできるように努めた。また、SNSを活用して福祉情報を発信し、事業参加の促進を図りました。	A	1：継続	引き続き市民に必要な情報を随時発信し、SNSも活用する。市社協では、引き続き社協だよりやHP、SNSを活用し福祉情報を発信し、認知度向上を図ります。	社会福祉課
②	福祉サービスに関する相談の充実	福祉サービスの利用者が、希望に沿ったサービスを選択できるように情報提供をすることが重要となります。市の地域包括支援センターや市社協の相談窓口と連携を図り、適切な福祉サービスの利用につなげていきます。	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活をしていくことができるように、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行う。	地域包括支援センターの業務として、高齢者やその家族に対して総合的な相談支援をする。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。	市・社協の総合相談件数 電話 来所 訪問 その他 計 【市】 電話 1,137 来所 181 訪問 334 報告 336 調整 131 その他 60 計 2,179 【社協】 電話 6,468 来所 3,468 訪問 1,205 その他 0 計 11,141	B	1：継続	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。	高齢福祉課
			障がいのある人が福祉サービスに関する事及びその他の一般的な相談をすることができる体制を構築する。	専門的知識を持つ相談支援専門員を配置した一般相談窓口を設置する。	引き続き、市社協に一般相談業務を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。	市社会福祉協議会障害相談支援事業所に障がい者相談支援事業を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行った。(相談件数4,876件)	A	1：継続	引き続き、市社会福祉協議会障害相談支援事業所に障がい者相談支援事業を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。	障がい福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
			1) 子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置	1) 子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置し、悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。	・子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。	1) 子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげた。 ・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整えた。（相談件数765件）	A	1：継続	・子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。 ・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	保育課
			2) 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置	2) 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置し、利用者が相談しやすい環境を整える。	・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	2) 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置し、利用者が相談しやすい環境を整えた。	A	1：継続	・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	保育課



「第2次あま市地域福祉計画」 令和4年度事業実績・令和5年度実施計画

(評価基準)  
 A: かなり取り組めた(100%以上実施)  
 B: 取り組めた(70%以上100%未満実施)  
 C: ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)  
 D: あまりできなかった(40%未満実施)  
 E: 事業未実施

★基本方針 3. 福祉コミュニティの充実

重点施策

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
(1) 生活環境の充実に関する	①	公共交通の充実	移動に困っている方々の日常生活を支えることを目的として市巡回バスの試行運行を行いながら、市民や学識経験者、一般旅客運送事業者等で構成される地域公共交通会議において、公共交通政策の方向性を検討しています。市巡回バス利用のPRや利用者との座談会等を行い、市民にとってより良い公共交通体系を目指していきます。	1) あま市巡回バス試行運行	1) あま市内の公共交通を確保するため「移動に困っている高齢者等の日常生活を支えることを目的」として、あま市巡回バスを定時定路線で試行運行している。 ・あま市巡回バスは、火曜日、金曜日、日曜日を運行日とし、北部、南部、東部巡回ルートの3路線により市内をくまなく運行している。	1) あま市巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努める。	巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努めた。市民にとってより良い公共交通体系を目指すため、これまで利用者や市民から受けた意見を基に、運行ルート及びダイヤの改定に関して協議した。結果、令和5年5月6日から新しい運行ルート及びダイヤの運行を開始した。	A	1: 継続	1) あま市巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努める。	企画政策課
				2) 広報での啓発	2) 毎月広報に利用者数を報告するとともに、あま市巡回バスに関する事項を掲載し、広く市民へ周知している。	2) 広報での啓発を継続し、毎月の利用状況について記載をする。運行ルートなどが変わるため、広く市民に周知する。	2) 毎月広報に利用者数を報告するとともに、運行ルートやダイヤが変わる旨掲載した。また、令和5年5月6日改定のあま市巡回バスマップを広報と同時に配布し、広く市民に周知した。	A	1: 継続	2) 広報での啓発を継続する。	企画政策課
	②	福祉有償運送等による移動手段の確保	公共交通機関を利用することが困難な要介護高齢者や障がいのある人の移動手段として、福祉有償運送等の活用を推進します。市社協では、移動援助サービス「あまのかけあしS」を実施しており、今後も移動支援ニーズの増加を踏まえて、事業を支援していきます。	無償による移動援助サービス「あまのかけあしS」を実施	75歳以上のひとり暮らし、また高齢者世帯で家族による移動が困難な方を対象に、必要最小限の生活(買物・医療機関等)を支援していく。	移動援助サービス養成講座を行い、運転ボランティアを増加し、稼働率を上げる。	令和5年3月31日の段階で登録ボランティアが10名いるが、実際に活動頂いているボランティアがその半分程度で、ボランティアの負担が偏っている状態となっている。	B	1: 継続	移動援助サービス養成講座を行い、運転ボランティアを増加し、稼働率を上げる。	障がい福祉課・社会福祉課
	③	既存施設のバリアフリー化の推進	バリアフリー化を推進し、人にやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備、改善に取り組めます。	あま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	既存施設についての施策は特にありません。新規に設置する公園については、前述の条例に基づき、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備します。	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	森ヶ丘公園再整備において、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備を図った。	B	1: 継続	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	都市計画課・土木課
④	安全な道路交通環境の整備推進	高齢者や障がいのある人、子ども等、すべての人に配慮したユニバーサルデザインによる公共的な建物・道路等の整備を促進します。また、安全で安心した生活が送れるように危険箇所の把握と整備を行い、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。	あま市独自の施策はありません。公共建築物の建設時には、愛知県県の定める人にやさしい街づくり条例に基づいて整備するよう情報を提供します。	公共建築物の建設時に愛知県県が定める、「人にやさしい街づくり条例」に基づいた情報提供を行う。	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行った。	B	1: 継続	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	都市計画課・土木課	

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
(2) 地域の包括的な支援の充実を図る	①	地域における子育て支援の充実	児童館、子育て支援センター及びつどいの広場を設置し、子育て中の親子が地域で気軽に集い交流できる場を確保するとともに専門スタッフを配置し子育ての相談が気軽にできる体制の充実を図ります。 子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行っていきます。	1) 児童館は、乳幼児及び児童を対象に健全な遊びを通じ、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。また、専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談する事が出来る。	1) 季節ごとの行事を通じ、運動・工作を実施し、児童（乳幼児は親子参加型）の学びの場や発見の場を作っている。	・児童館便りの掲示・配布や、ウェブサイトにて行事の告知や周知を行う。 ・「コアラ教室（月1回2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」を実施する。	児童館便りを掲示・配布し、市公式ウェブサイトにて行事の告知や周知を実施した。また、「コアラ教室（月1回、2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回、0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」等を実施し、季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びが十分に満喫できる時間を提供した。	A	1：継続	・児童館便りの掲示・配布や、ウェブサイトにて行事の告知や周知を行う。 ・「コアラ教室（月1回2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」を実施する。 ・児童館便りを掲示・配布や、ウェブサイトにて行事についての告知や周知を行う。 ・季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びを感染対策や新しい生活様式を実施しながら十分に満喫できる時間を提供する。	子ども福祉課
				2) 子育て支援センター及びつどいの広場は、子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う場を提供している。また、子育て支援員を配置し、子育ての悩み等が気軽に相談する事が出来る。	2) 自由来所では子育て支援員が親子に寄り添い、保護者が気軽に交流し、相談できる環境を作っている。また毎月、子育て広場や1歳未満の親子対象の行事、その他音楽あそびなど講師を招いた様々な行事を開催することで、親子の学びの場と交流の場を提供している。	季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びを感染対策や新しい生活様式を実施しながら十分に満喫できる時間を提供する。	季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊びを実施。個別での遊びは、（ほんわか広場12回、ここここ広場12回、わくわく広場12回、ふれあい広場12回、赤ちゃんとあそぼう3施設で36回実施）午前・午後の予約制で、自由な時間に来所する事ができ、行事を楽しんでいただけた。	A	1：継続	季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びを感染対策や新しい生活様式を実施しながら十分に満喫できる時間を提供する。	保育課
				3) 子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行う。	3) 子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	2) 子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。	A	1：継続	2) 子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	保育課
	②	認知症高齢者の地域での見守りの充実	地域における認知症高齢者の見守りを促進するために認知症の広報啓発、ボランティアによる見守り活動の支援を行います。また、認知症高齢者の徘徊に対応するため、見守りステッカーの配布や、行方不明となった場合にメール配信で情報提供の依頼を行うこと等、市民への周知を進めていきます。	1) 認知症サポーター養成講座、認知症予防講座、認知症講演会、ふれあいカフェの開催	1) 認知症サポーター養成講座、認知症予防講座、認知症講演会を実施し、ふれあいカフェの拡充を図ることで、認知症の広報啓発、ボランティアによる見守り活動の支援を行っている。	中学校や一般住民、事業所に向け講座を開催する。	認知症サポーター養成講座37回(1,802人) 認知症予防講座17回(365人) 認知症講演会・勉強会3回 認知症カフェ10か所で開催（民間飲食店で1回開催） 98回(延べ1,594人)	A	1：継続	認知症サポーター養成講座、認知症予防講座、認知症講演会、ふれあいカフェの開催	高齢福祉課
				2) 認知症高齢者徘徊対応	2) ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施	ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施	ステッカーの配布9件・行方不明時にメール配信の実施1件	A	1：継続	ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施	高齢福祉課
	③	障がい者の地域生活支援の促進	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、グループホームをはじめとする障害福祉サービス事業所の整備を支援し、施設や病院等での暮らしから地域生活への移行を促進します。市内のグループホームは、平成28年（2016年）4月では6カ所でしたが、平成30年（2018年）12月の時点では9カ所となっており、今後も支援の拡充を図ることで、障がいの有無や種類、程度に関わらず、誰もが一緒に参加できる環境づくりを進めていきます。	地域生活支援拠点の整備	地域で生活する障がいのある人が適切な介護を受けられない時に居室を提供する緊急時居室確保事業と、ひとり暮らしの体験を希望する障がいのある人に体験的な宿泊を提供する体験的宿泊支援事業を実施する。	引続き多くの事業所の登録を促すため、周知を行っていく。	ステッカーの配布9件・行方不明時にメール配信の実施1件	B	1：継続	引続き多くの事業所の登録を促すため、周知を行っていく。	障がい福祉課



No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
④	こころの健康づくりに対する相談支援の充実	保健センターの窓口や電話による随時の健康相談、精神科医や臨床心理士による相談等、こころの悩みや病気に関する相談支援の充実を図ります。	精神科医、臨床心理士による、予約制のこころの悩みに関する個別相談会を実施します。また随時、保健師による電話、面接相談を実施します。	・精神科医による「精神保健相談会」 ・臨床心理士による「こころの相談室」 ・保健師による電話相談、面接 随時	・精神保健相談会3回/年実施予定 ・保健師・公認心理士（こころの相談室）による随時面接、電話相談	・精神保健相談会3回/年実施 5人/3回実施 ・保健師・公認心理師（こころの相談室）による随時面接、電話相談 2人/2回	A	1：継続	・精神保健相談会3回/年実施する ・保健師・公認心理師（こころの相談室）による随時面接、電話相談	健康推進課
		ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談支援の充実を図ります。	あま市子ども・若者相談窓口の開設	あま市在住のひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する概ね15歳から39歳までの子ども・若者及びその家族を対象に、子ども・若者相談窓口を設置し、相談支援を実施する。	ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談窓口として、あま市子ども・若者相談窓口を開設し、事前の電話予約による相談業務を実施する。	相談窓口を99日開設し、相談者数は22名、延べ相談件数は89件であった。	B	1：継続	子ども・若者総合相談窓口を広く周知するとともに、生活困窮者自立支援窓口や権利擁護センターと一体的に設置し、地域共生社会の実現に向けた足がかりとする。	生涯学習課・社会福祉課
⑤	ゲートキーパーの周知と養成講座の受講促進	自殺のサインに気づき、傾聴等をする「ゲートキーパー」を広く一般市民に周知し、養成講座の受講を促進していきます。民生委員・児童委員やボランティア等、地域の自殺対策に取り組む人・団体等に対して、養成講座や研修機会の拡大を図ります。	民生委員・児童委員、一般市民を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。	ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材を育成のため、地区民生委員・児童委員に1期3年任期において、3地区民児協、輪番で実施する。	・令和4年4月に市役所新人職員研修にて養成講座を実施する。 ・令和5年2月、美和地区民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定する。また、昨年度実施できなかった甚目寺地区の民生委員・児童委員に9月に実施予定。	・令和4年4月に市職員の新任研修にて養成講座を実施した。 ・令和5年2月に美和地区民生委員児童委員協議会及び一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施した。昨年度実施できなかった甚目寺地区民生委員児童委員協議会において令和4年9月に実施した。 ・ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材を育成のため、市内調剤薬局の薬剤師を対象に講座を実施した。	A	1：継続	・令和5年9月に市役所新人職員における後期研修にて養成講座を実施する。 ・令和6年2月、七宝地区民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施する。 ・ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材の拡充のため、市内介護関係事業所職員にゲートキーパー養成講座を実施する。	健康推進課
			民生委員児童委員協議会の定例会開催時に併せて講座を企画する。	ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材を育成のため、地区民生委員・児童委員に1期3年任期において、3地区民児協、輪番で実施する。	・令和4年4月に市役所新人職員研修にて養成講座を実施する。 ・令和5年2月、美和地区民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定する。また、昨年度実施できなかった甚目寺地区の民生委員・児童委員に9月に実施予定。	・令和4年4月に市役所新人職員研修にて養成講座を実施した。 ・令和5年2月、美和地区民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施した。また3年度に実施できなかった甚目寺地区の民生委員・児童委員に令和4年9月に実施した。 ・ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材を育成のため、市内調剤薬局の薬剤師を対象に講座を実施した。	A	1：継続	・令和5年9月に市役所新人職員における後期研修にて養成講座を実施する。 ・令和6年2月、七宝地区民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施する。 ・ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材の拡充のため、市内介護関係事業所職員にゲートキーパー養成講座を実施する。	健康推進課・社会福祉課
⑥	関係機関等の連携・ネットワークの強化	自殺対策は行政だけで取り組めるものではないため、地域全体で自殺対策が推進されるよう、関係機関や民間団体の代表者を集め意見交換等を行う「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図ります。	あま市自殺対策ネットワーク会議を開催する。	関係機関、民間団体、行政棟で構成された「あま市自殺対策ネットワーク会議」を開催し、各機関の状況確認を行い、地域全体で自殺対策に取り組む機運を高め、体制整備につなげる。	8月に「あま市自殺対策ネットワーク会議」を新型コロナウイルス感染まん延防止のため書面会議にて実施予定。	「あま市自殺対策ネットワーク会議」を新型コロナウイルス感染まん延防止のため書面会議にて9月に実施し、自殺対策計画に係る意見を聴取をした。	B	1：継続	「あま市自殺対策ネットワーク会議」を8月9日に対面式にて開催する。	健康推進課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
⑦	生活困窮者への相談・自立支援 「重点施策4① (計画書p49)	生活に困っている人への早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談、就労の支援、自立支援計画の決定、制度間の連絡調整を行っていきます。相談に出向くことができない人について、積極的なアウトリーチにより、状況の把握、相談、早期の自立支援につなげていきます。	あま市生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業及び住居確保給付金を実施	生活困窮者自立支援窓口を社会福祉課(甚目寺庁舎)に設置し、暮らしに不安を抱え、生活に困窮するなどしている市民を対象に、来所相談のみならず、積極的にアウトリーチを心がけ、相談支援を行っている。生活困窮者は複合的な課題を抱えている場合が多いことから、庁内関係課に留まらず、公共職業安定所をはじめとする職業安定機関や福祉関係団体と連携している。	引き続き、コロナ禍における生活困窮者支援を継続し、個々の状況に応じた相談支援を実施する。	令和4年度もコロナ禍における生活困窮者支援を継続し、令和5年度の新規相談件数は427件だった。また、住居確保給付金は69件(157月分)を支給し、生活困窮者の自立の促進に寄与した。	A	1:継続	令和5年度はウィズコロナに加え、物価高騰の影響による新たな生活困窮者像が生まれることが想定される。社会的背景を踏まえた支援が提供できるよう、引き続き、相談者に応じた生活困窮者自立支援制度の任意事業や他のサービスの利用を組み合わせ、生活困窮者支援を実施する。	社会福祉課
⑧	子どもの貧困対策の充実	ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定として、子どもの生活・学習支援を実施してまいります。	児童扶養手当受給者所得制限内の中学生を対象に生活学習支援を実施している。	学習支援や生活習慣等の支援を受けることによって学力と社会適応力を向上させ、ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定を図る。	七宝地区、甚目寺地区に新たに美和地区を加え3か所で週に1度、生活学習支援を実施する。 ※七宝地区、美和地区：毎週木曜日 ※甚目寺地区：毎週月曜日	七宝地区、甚目寺地区、美和地区において週に1度、ひとり親世帯の中学生を対象に大学生等のボランティアによる生活学習支援を行った。	A	1:継続	七宝地区、甚目寺地区、美和地区の3か所で週に1度、生活学習支援を実施する。 ※七宝地区、美和地区：毎週木曜日 ※甚目寺地区：毎週月曜日	子ども福祉課
⑨	権利擁護の推進 「重点施策4② (計画書p49)	高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待予防・早期対応を行うために虐待等防止ネットワーク協議会を推進します。高齢化や認知症高齢者の増加等を背景として、判断能力が不十分な高齢者等に対する支援が今後も課題と考えられます。現在、成年後見制度利用支援事業により対応していますが、将来の支援ニーズの増加を見据え、権利擁護支援センターの設置を進めていきます。権利擁護支援センターは基本理念として利用者の個人としての尊厳と生活保障、自己決定権の尊重、財産管理のみならず、身上保護を重視すること等を掲げてまいります。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	令和5年2月9日(木)午後3時より甚目寺総合福祉会館において「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。	A	1:継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	高齢福祉課
			あま市権利擁護支援センターの立ち上げに向け、あま市権利擁護支援センター設立準備委員会を開催	あま市権利擁護支援センター設立準備委員会は司法関係者、医療機関関係者、福祉関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者で構成する。委員会の内容は、①事業の運営体制に関すること、②法人後見を受任する対象者に関すること、③事業の運営経費に関すること、④センター設立に関して必要な事項に関することを検討している。	引き続き、成年後見制度の利用の促進に向け、相談支援を継続する。また、成年後見制度を必要としている市民を幅広く支援できる体制がつけられるよう、法人後見を実施できるよう調査研究を行う。	権利擁護センターを設置し、2年目となった。令和4年度は相談支援の延べ相談件数は237件で、市長申立ては2件行った。権利擁護ケース検討会議は全6回開催し、10件の支援方針を検討した。また、成年後見制度利用促進協議会を9月と3月に2回開催し、成年後見支援における地域づくりも実施した。加えて、令和5年度から社会福祉協議会において、法人後見を実施できるよう事業化した。	A	1:継続	引き続き、成年後見制度の利用の促進に向け、相談支援を継続する。また、成年後見制度利用促進基本計画が5年目を迎えるため、第2次計画の策定に取り組む。	社会福祉課
⑩	地域防犯対策の推進	高齢者等に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺を防ぐために、自治会や民生委員・児童委員、警察との連携等を強化し、「犯罪のないまち」を目指してまいります。	振り込め詐欺対策の普及啓発活動	高齢者が集うサロンなどに、警察署員や安全安心課職員が出向いて、講話を実施する。また、安全安心大会において、愛知県警察所属の防犯活動専門チームによる振り込め詐欺防犯の寸劇を実施する。	高齢者が集うサロンなどに、警察署員や安全安心課職員が出向き、最新の特殊詐欺の手口や情報を提供し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。また、メールや公式ウェブサイトなどでも発信する。	高齢者が集うサロンなどに出向き、最新の特殊詐欺の手口や情報を提供し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図ることに努めた。また、メールや市公式ウェブサイトなどでも発信した。	A	1:継続	最新の特殊詐欺の手口や情報を、高齢者が集うサロンなどで警察署員や危機管理課職員が提供するほか、メールや市公式ウェブサイトなどでも発信し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。また、特殊詐欺対策機器購入費補助金を創設することで、地域防犯力の向上に努める。	危機管理課
⑪	福祉総合相談窓口の設置	本市においても、年々複合的な困難事例が多くなっているため、福祉、保健、医療にとどまらず教育、就	現在の生活困窮者自立支援相談窓口の充実・拡大	総合相談窓口の要として、現在の生活困窮者自立支援相談窓口の充実・拡大させる。	重層的支援体制整備事業の実施に向け、市の組織改編を踏まえ、福祉部のみならず、ワーキングチームの編	重層的支援体制整備事業の実施に向け、福祉部のみならず、ワーキングチームの編成できるように、調整中で	C	1:継続	重層的支援体制整備、多機関協働に向け、福祉部のほか、関係各課と事務調整会議(仮称)を実施する。	社会福祉課・関係各課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和4年度の実施計画	令和4年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和5年度の実施計画	主な担当課
	①	自主防災会の育成・支援 「重点施策5① (計画書p50)」	労、住居、防災、人権、 税務等庁内部局の横断的な 体制づくりを進めていきま す。	関係部局の連携による相談 体制づくり	福祉に関する総合窓口とし て関係部局が連携し、複 合的な相談に対応できる体制 をつくる。	成できるよう、基本的な方 針を検討する。	ある。				
(3) 防災への取組を推進する	①	自主防災会の育成・支援 「重点施策5① (計画書p50)」	自主防災会が訓練を実施し た際、また資機材等を整備 した際には補助金を支給 し、継続して自主防災活動 を支援していきます。また、 災害時の自主防災会の 役割のひとつとして避難所 運営があります。支援の必 要な方への意見を避難所運 営に反映するためにも、高 齢者や障がいのある人及び 家族等に自主防災会への参 加を促進していきます。	自主防災会に対する事業費 補助	・防災訓練補助金 参加人数×150円+直 接経費(上限5万円まで) ・防災倉庫補助金 9/10補助(上限20 万円まで) ・防災資機材補助金 1/2補助(上限10万 円まで)	令和4年度においても、引 き続き補助金による支援を 実施し、地域防災力の向上 に努める。	自主防災会が主催する防災 訓練が26回実施され、の べ1,622人が参加し た。また、17の自主防災 会において防災資機材を、 1の自主防災会において防 災倉庫を整備した。自主防 災会が実施する訓練や資機 材の整備に対して補助金を 交付し、地域防災力の要で ある自主防災会を支援する ことにより、地域防災力の 強化の促進を図った。	A	1:継続	令和5年度においても、引 き続き補助金による支援を 実施し、地域防災力の向上 に努める。	危機管理課
	②	防災に対する意識啓発	地域サロン等へ出向き、防 災に関する知識や対策等の 出前講座を行い、住民一人 ひとりの防災意識を高めま す。また、防災リーダー養 成講座や防災ボランティア の養成講座及びフォロー アップ講座を開催し、防災 ボランティアの育成に努め ます。	防災リーダー養成講座	・自主防災活動の指導や住 民へのアドバイスなど地域 の防災活動に取り組む防災 リーダーを養成する講座を 5月上旬から6月下旬に開 講する。 ・過去に防災リーダー養成 講座を修了した人に対して レベルアップ講座を12月 月上旬に開講する。	5月から6月に防災リーダ ー養成講座を実施し、12月 にはレベルアップ講座を実施 予定。	5月から6月に防災リー ダー養成講座を実施し、5 2名が修了し、地域の防災 リーダーを養成した。 また12月にレベルアップ 講座を開講し、24名が修 了した。	A	1:継続	6月から7月に防災リー ダー養成講座を実施し、12 月にはレベルアップ講座を 実施予定。	危機管理課
	③	避難行動要支援者制度の充 実 「重点施策5② (計画書p50)」	平成23年(2011年)東日 本大震災の教訓から、避難 行動要支援者名簿を活用し た実効性を伴う避難支援が 課題となっています。 本市においても「あま市避 難行動要支援者避難支援計 画」に拠り避難行動要支援 者名簿を作成しており、今 後は地域の協力を得ながら 避難行動要支援者個別支援 計画の作成・整備等を進め ていきます。	避難行動要支援者名簿の制 度について、自主防災会長 に対して講話する	自主防災会の情報交換会に おいて、避難行動要支援者 名簿の制度を、社会福祉課 より説明してもらった。	5月に実施している自主防 災会情報交換会について、 防災リーダー養成講座1日 目と同日に実施し、避難行 動要支援者名簿の制度を、 社会福祉課より説明して もらった。	5月に実施している自主防 災会情報交換会について、 防災リーダー養成講座1日 目と同日に実施し、避難行 動要支援者名簿の制度を、 社会福祉課より説明して もらった。	A	1:継続	自主防災会情報交換会につ いて、防災リーダー養成講 座1日目と同日に実施し、 避難行動要支援者名簿の制 度を、社会福祉課より説明 してもらう。	危機管理課
				避難行動要支援者支援シス テム導入事業	住基情報や福祉情報と連携 して避難行動要支援者の把 握を行い、避難支援等関係 者(自主防災組織・民生委 員・社会福祉協議会等)に 避難行動要支援者同意者名 簿を提供することにより、 平常時より発災時の避難支 援方法・避難訓練の実施に 活用し、地域防災力の向上 を図る。 また、避難支援等関係者に 働きかけ、避難行動要支援 者ごとの状況に応じた個別 支援計画を作成し、災害時 の支援体制を構築する。	避難行動要支援者の新規対 象者へ同意書を送付し同意 が得られるよう求める。 また避難支援等関係者、行 政と要支援者(家族)が一 体となり、個別支援計画の 作成を進め、災害時の支援 体制を構築する。	避難行動要支援者の新規対 象者へ同意書を送付、同意 を得られた方は避難行動要 支援者名簿(同意者名簿) に加え、避難支援等関係者 へ名簿を提供できるように した。	B	1:継続	同意を得られた対象者を反 映した避難行動要支援者名 簿(同意者名簿)を避難支 援等関係者へ提供する。危 機管理課と連携し、福祉避 難所及び避難支援等関係者 とともに個別支援計画の作 成を進め、地域防災力の向 上を図る。	社会福祉課